第4871号（2-2）

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行
リーダァスクラブFAXニュース
(2013年)平成25年12月 9日 月曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：http://www.zeirishi-miwa.co.jp

♤ 住宅借入金等特別控除等の改正

Q：住宅借入金等特別控除が平成26年から一部改正になるそうですが、どのようになるのですか？

A：消費税の増税も勘案されて次のようになります。

【解説】

適用期限が平成29年12月31日まで４年延長されるとともに、適用関係が次のようになりました。

	H26/1/1～H26/3/31	H26/4/1～H29/12/31 特定取得に該当※1
借入残高の限度額	2,000万円（3,000万円）	4,000万円（5,000万円）
控除率	１％	１％
控除期間	10年間	10年間
各年の控除限度額	20万円（30万円）	40万円（50万円）
最大控除額	200万円（300万円）	400万円（500万円）

※1. 特定取得とは、取得対価に含まれる消費税額が新消費税率(8%又は10%)となっている住宅の取得等をいいます。

※2. カッコ書きは、認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅の場合の金額です。